

令和 7 年 6 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 7 年 6 月 3 0 日

長野県安曇野市農業委員会

令和 7 年 6 月安曇野市農業委員会定例総会

○招集年月日 令和 7 年 6 月 3 0 日

○会議の日時 令和 7 年 6 月 3 0 日 午後 1 時 0 0 分

○招集の場所 安曇野市役所 4 階大会議室

○出席委員（23 名）

1 番	渡 辺 由 枝 君	2 番	中 島 博 幸 君
4 番	望 月 孝 夫 君	5 番	堀 内 伸 一 君
6 番	高 山 万 寿 君	7 番	加 島 美智代 君
8 番	藤 岡 喜美夫 君	9 番	齋 藤 岳 雄 君
10 番	二 木 寿 夫 君	11 番	平 林 明 美 君
12 番	三 枝 守 和 君	13 番	細 萱 美 嗣 君
14 番	降 簾 治 喜 君	15 番	中 村 正 君
16 番	小 林 正 君	17 番	一 志 寛 君
18 番	中 野 隆 洋 君	19 番	平 林 平 君
20 番	丸 山 新 悟 君	21 番	望 月 慎 二 君
22 番	請 地 康 仁 君	23 番	丸 山 隆 也 君
24 番	佐 原 悦 司 君		

○欠席委員（1 名）

3 番 山 田 稔 君

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	北 條 敦 君	事務局長	森 和 哉 君
事務局員	沖 和 義 君	事務局員	折 井 希 望 君
事務局員	飯 田 佳 乃 君		

午後 1 時 0 0 分 開会

○事務局長（北條 敦君） それでは、安曇野市農業委員会会議規則第 3 条第 1 項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本日の定例総会でございますけれども、現在の出席者が 21 名、過半数に達しておりますので、法律第 27 条 3 項に基づきまして、本委員会は成立いたします。

なお、3 番、山田委員さんから欠席届が提出されてございます。

この会議は個人情報保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例、同条例施行規則に基づきまして、発言には十分ご配慮願いたいと思います。

また、議案に対して質問等ございましたら、挙手の上、議長が指名いたしますので、起立し、番号、名前等をおっしゃってから、発言をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、ここで議事録署名人の指名をいたします。

安曇野市農業委員会会議規則第19条に基づきまして、23番、丸山委員、1番、渡辺委員の2名をお願いいたします。

なお、農業委員会等に関する法律第30条に基づきまして、総会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、会長がこれを決することといたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、事務局にお伺いいたします。本日、傍聴人はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（森 和哉君） おりません。

○議長（佐原悦司君） はい、分かりました。

それでは、本日の日程に従いまして進めてまいりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、三郷、堀金地域は6月25日、豊科、明科地域は6月26日、穂高地域は6月27日に地域委員会を開催し、協議しております。本日の審議は総会の意見を求めるものでございます。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第1号 農地法第3条許可申請審議を上程いたします。

41番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案書の3ページをお願いします。

申請地は豊科地域で、登記地目は田、面積が115㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が7,884.25㎡です。受人は農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の2ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○23番（丸山隆也君） 委員番号23番、丸山でございます。

申請番号41番について説明をいたしたいと思います。

申請理由でございますが、渡人は高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は自宅に隣接する申請地を譲り受け、家庭菜園として管理したいという事由でございます。

審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、42番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が501㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が2,555㎡です。受人は農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の3ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、申請事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって、申請番号42番について、事務局より説明いたします。

申請理由は、渡人は県外に居住しており、耕作が困難なため譲渡したい。受人は自宅すぐ近くの申請地を譲り受け、家庭菜園として管理したいということであります。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、43番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が15㎡です。受人の経営面積は4,891㎡、渡人の経営面積が382㎡です。受人は農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の4ページ、5ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、申請事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番に代わって、申請番号43番について、事務局より説明いたします。

申請理由は、渡人は受人から申請地を譲ってほしい旨の申出があり、譲渡することとした。受人は今後の耕作のために申請地を譲り受け、所有農地への耕作道や畦として利用したいということであります。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、44番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 4ページをお願いします。

申請地は明科地域で、登記地目は畑、面積が317㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が51万2,740㎡です。受人は農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の6ページでご確認ください。

委員番号5番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

申請番号44番について説明を申し上げます。

渡人は申請地に行きづらいため譲渡することとした。また、受人は自宅に隣接する申請地

を譲り受け、家庭菜園として管理したいというものであります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、45番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は明科地域で、登記地目は畑、面積が367㎡です。受人の経営面積は5万3,294㎡、渡人の経営面積が367㎡です。受人は農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の7ページでご確認ください。

委員番号22番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○22番（請地康仁君） 22番、請地です。

申請事由を説明します。

渡人は農業経験もなく、耕作が困難なことから、申請地を譲渡したい。受人は規模拡大により、農地集積をしたいと、そういう事由です。

ご審議よろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして、採決に移ります。

申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

議案第 2 号 農地法第 4 条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第 2 号 農地法第 4 条許可申請審議を上程いたします。

23 番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 5 ページをお願いします。

申請地は豊科地域で、第 1 種農地です。登記地目は田、面積が 202㎡です。申請内容は住宅敷地（庭、記念碑）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の 8 ページ、9 ページでご確認ください。

委員番号 14 です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○14 番（降旗治喜君） 14 番、降旗です。

申請番号 23 番について説明いたします。

転用事由ですが、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。

審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、をお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、24 番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域の 2 筆で、第 2 種農地です。登記地目は畑、面積が計 310㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の 10 ページ、11 ページでご確認ください。

委員番号 9 です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○9 番（齋藤岳雄君） 9 番、齋藤です。

申請番号 24 番について説明いたします。

転用事由は、申請人は現在実家に居住しているが、今後のことを考え、実家に近い申請地

に住宅を建築したいとのことです。

審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議を上程いたします。

2番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 6ページをお願いします。

申請地は穂高地域の3筆で、第1種農地です。登記地目は田、面積が計421㎡。申請内容は美容室で許可になっていたものを農地として引き続き使用することに変更するものです。当初許可年月日、指令番号は備考欄のとおりです。

位置等につきましては、別冊資料の12ページ、13ページでご確認ください。

委員番号24です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番に代わって、申請番号2番について、事務局より説明いたします。

転用事由は、渡人は過去に申請地に美容室を建てる目的で転用許可を受けたが、事情が変わり、今後も農地として使用したいということであります。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第4号 農地法第5条許可申請審議

○議長(佐原悦司君) 次に、議案第4号 農地法第5条申請審議を上程いたします。

66番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 7ページをお願いします。

申請地は豊科地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が1,481㎡です。申請内容は建売住宅(5棟)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の14ページ、15ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○23番(丸山隆也君) 委員番号23番、丸山です。

申請番号66番について説明をいたします。

受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。こういう事由でございます。

審議をよろしくをお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、67番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は豊科地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が464㎡です。申請内容は建売住宅(2棟)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の16ページ、17ページでご確認ください。

委員番号19番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○19番（平林 平君） 委員番号19番、平林です。

申請番号67番について転用事由を説明します。

受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したいということです。

審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、68番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で、第3種農地です。登記地目は畑、面積が330㎡です。申請内容は資材置場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の18ページ、19ページでご確認ください。

委員番号19番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○19番（平林 平君） 委員番号19番、平林です。

申請番号68番について転用事由を説明いたします。

受人は資材置場が不足してきたため、申請地を資材置場として使用したいということです。

審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、69番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 8ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が179㎡です。申請内容は特定建築条件付土地（1区画）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の20ページ、21ページでご確認ください。

委員番号11番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○11番（平林明美君） 委員番号11番、平林明美です。

申請番号69番についてご説明いたします。

転用事由は、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として販売したい。

以上です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、70番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の7筆で、第1種及び第3種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計4,121.46㎡です。申請内容は貸駐車場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の22ページ、23ページでご確認ください。

委員番号11番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○11番（平林明美君） 委員番号11番、平林です。

申請番号70番についてご説明いたします。

転用事由は、受人は社員用駐車場が不足している事業所の依頼により、申請地を駐車場と

して造成し、当該事業所へ貸したいということです。

補足説明をさせていただきます。

この駐車場は、[REDACTED]の会社の駐車場として使用されます。規模拡大により、従業員増員に伴い使用されます。水路については、土地改良区から既に許可が下りております。歩行者道路面におかれましても、2 m50cmぐらいの幅でありましたが、4 m以上にと拡幅され、拡幅された分は安曇野市へ寄贈して広げるとのことです。住民説明会におきましても、特に反対意見は出されませんでしたので、よろしいかと思います。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

4,000㎡を超える面積でございます。穂高地域委員会のほうで何かご意見出ましたでしょうか。

三枝地域長。

○12番（三枝守和君） 12番、三枝です。

農振外すときからちょっと問題になりまして、今、平林委員のほうから説明ありましたが、私も現地を見まして、段差のある駐車場というふうになりまして、一番問題になるのは、農免道路から右折して入るような従業員駐車場になります。右折ラインがないのでちょっと厳しいのかなということで、平林委員のほうから説明がありまして、東側のほうから入ってくる、西側がちょうど農免道路ですので、交通に支障がないような形で進めていくというような話が出たということです。やむを得ないんじゃないかということで、許可という形で話は地域委員会のほうで上がりましたので報告いたします。

そんなところです。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

担当地区委員、また穂高地域委員会より説明がございました。

それでは、審議に入ります。

本案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、71番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 9ページをお願いします。

申請地は三郷地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が478㎡です。申請内容は特

定建築条件付土地（2区画）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の24ページ、25ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号71番について説明いたします。

転用事由、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として販売したい。

審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

三郷地域長、24ページの航空写真見ますと、広大な土地の面積のごく一部が住宅地というようになっていますが、三郷地域委員会でご意見出ませんでしたでしょうか。

○2番（中島博幸君） 三郷地域長の中島です。

この転用につきまして、以前に全体に対する開発計画がありましたが、そのときにこの土地なんですけれども3,000㎡以上の土地だったんですけれども、県の許可申請とか、あと緑地を設けるとか、そういうことが3,000㎡以上においてはやらなきゃいけないということになっているんですけれども、そのときに別事業者が3,000㎡以下になるように開発をやったということで、ちょっと注視していかなきゃいけないんじゃないかということになっています。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

残されたところもいずれは開発ということでしょうか。この周りの。

○2番（中島博幸君） この周りはいま先になっています。

もう許可が出ていて、ここだけ残ったんですよ。だから、そのときに何でここだけ残すのかということで、ちょっと問題になったんですけれども、それがそういうことで、3,000㎡以下になるようにしたということで。

○議長（佐原悦司君） それ大事だね。3,000㎡以上にならないようにしたということだよ。分かりました。

皆さんのほうでご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

3,000㎡以上の開発になると緑地帯を設けなきゃいけないというようなことになるので、事業者としては建て売りの面積が少なくなってくるというようなことでございますが。

ご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、72番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は三郷地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が455㎡です。申請内容は建売住宅(1棟)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の26ページ、27ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番(高山万寿君) 6番、高山です。

申請番号72番について転用事由を説明いたします。

受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。

審議よろしくをお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、73番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は堀金地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は田、面積が計269㎡です。申請内容は住宅敷地(庭)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の28ページ、29ページでご確認ください。

委員番号21番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○21番（望月慎二君） 委員番号21番、望月が、申請番号73番についてご説明いたします。

転用事由として、借人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。

審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、74番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 10ページをお願いします。

申請地は明科地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が310㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の30ページ、31ページでご確認ください。

委員番号5番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

申請番号74番について説明申し上げます。

転用事由ですが、受人は現在借家に居住しているが手狭になったため、利便性のよい申請地に住宅を建築したいというものであります。

ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第5号 農地の非農地決定申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、次に、議案第5号 農地の非農地決定申請審議を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 11ページをお願いします。

農地の非農地決定申請審議です。

申請番号3番です。

申請地は明科地域の2筆で、登記地目は畑、面積は計657㎡、現況は山林原野化し、復元困難となっております。

位置等につきましては、別冊資料の32ページでご確認ください。

なお、明科地域委員会でも非農地と認められていると確認しております。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

明科地域委員会で補足説明がございましたら、よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまの説明につきまして、全体にご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして、原案どおり非農地決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり決定いたします。

議案第6号 租税特別措置法適格者証明申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第6号 租税特別措置法適格者証明申請審議につきまして上程をいたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 12ページをお願いします。

租税特別措置法適格者証明申請審議については、租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく贈与税納税猶予、同法第70条の6第1項の規定に基づく相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であるかを農業委員会が確認し、証明書を交付することとなっております。

申請番号8番は、相続税納税猶予に係るもので、豊科地域の7筆で、登記地目は田及び畑、面積は計2,636㎡です。

続いて、申請番号9番は、相続税納税猶予に係るもので、豊科地域で、登記地目は田、面

積は3,588㎡です。

当該の農地については、引き続き適正に耕作されていることが確認されております。

位置等につきましては、別冊資料の33ページ、34ページでご確認ください。

以上、2件ですが、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

豊科地域委員会のほうで説明、補足ございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして、原案どおり証明書の交付の承認につきまして、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、証明書の交付を承認といたします。

議案第7号 農用地利用集積等促進計画審議（所有権移転）

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第7号 農用地利用集積促進計画審議（所有権移転）を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 13ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、長野県農業開発公社に対して所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものです。

申請番号15番です。対象農地は穂高地域の2筆で、登記地目は田、面積は計3,136㎡です。公社買入の移転時期は令和7年9月22日、公社売渡の移転時期は令和8年1月20日、利用目的は牧草です。

位置等につきましては、別冊資料の35ページでご確認ください。

続いて、申請番号16番です。対象農地は穂高地域で、登記地目は田、面積は372㎡です。公社買入の移転時期は令和7年9月22日、公社売渡の移転時期は令和8年1月20日、利用目的は牧草です。

位置等につきましては、別冊資料の36ページでご確認ください。

続いて、申請番号17番です。対象農地は三郷地域の4筆で、登記地目は田、面積は計2,997㎡です。公社買入の移転時期は令和7年9月22日、公社売渡の移転時期は令和8年1月20日、利用目的は水稻です。

位置等につきましては、別冊資料の37ページでご確認ください。

以上3件ですが、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

申請番号15、16、17番でございます。

15、16番につきましては、穂高地域委員会より補足説明ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 17番、三郷地域委員会より補足説明がございましたら、よろしいでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまの説明につきまして、全体に審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件、原案どおり要請につきまして賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり長野県農業開発公社に農用地利用集積等促進計画を定めるよう、要請いたします。

議案第8号 農用地利用集積等促進計画審議（一括方式）

○議長（佐原悦司君） それでは、次に、議案第8号 農地利用集積等促進計画審議（一括方式）を上程いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限によりまして、委員番号9番、齋藤委員につきましては、参考人として出席させていただきますが、決定に加わることはできませんので、あらかじめご承知願いたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 14ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の権利設定について、安曇野市長から意見を求められていますので、ご説明いたします。

設定件数は総計63件、10万9,445㎡、期間は5年4か月及び10年4か月です。設定筆数は総計63筆、田が48筆、畑が15筆です。耕作者は25人、所有者は29人となっております。

15ページ、16ページは計画書になります。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

総数で63筆でございます。皆様、担当地区のところをご確認をお願いしたいと思います。

それでは、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に移ります。

本件につきまして、原案に異議なしとして回答を賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

原案どおり農地利用集積等促進審議(一括方式)に異議なしとの意見を提出いたします。

○議長(佐原悦司君) 以上をもちまして、全部の議事が終了いたしますが、全体を通しまして、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたしますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、ないようですので、ここで議事を全て終了いたしますがよろしくお願いいたします。